

令和5年10月2日

お客さま各位

新湊信用金庫

「当座勘定規定（一般当座用）」の改定について

平素より当金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、「当座勘定規定（一般当座用）」を下記の通り改定させていただきたく、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改定日以前よりお取引いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

引き続き当金庫をご愛顧くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和5年10月10日（火）

2. 改定内容（改定条文抜粋）

（下線部が改訂箇所となります）

改定後	改定前
当座勘定規定（一般当座用）	当座勘定規定（一般当座用）
第1条～第8条（略）	第1条～第8条（略）
第9条（支払の範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> <u>（3）</u> 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条（支払の範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>（新設）</u> <u>（2）</u> 手形、小切手の金額の一部支払はしません。
第10条以下（略）	第10条以下（略）

以上